

# ウェルネスバレーブランド認定制度 応募要領

～ウェルネスバレーブランド認定制度とは～

健康長寿関連の商品又はサービスで、ウェルネスバレー関係機関が開発・改良に関わったものを、ブランドとして認定する制度です。



令和3年4月1日

ウェルネスバレー推進協議会

## 用語の説明

この応募要領において使う用語については次のとおりです。

用語	内容
ウェルネスバレー構想	健康・医療・福祉・介護施設が集積しているウェルネスバレー地区（あいち健康の森とその周辺地区）における、健康長寿の一大拠点の形成を目指す構想
幸齢社会	ウェルネスバレーで目指す活動のコンセプト。だれもが「ここに生まれてきてよかった（ここで子どもを育てたい）」「ここで暮らしてきて幸せだった（ここで暮らしたい）」と思える社会
認定商品・サービス	ウェルネスバレーブランドとして認定する商品又はサービス
責任事業者	ウェルネスバレーブランドとして認定する商品又はサービスの販売又は提供に責任を有する事業者
ウェルネスバレー推進協議会	ウェルネスバレー構想の実現を目指す協議会
運営委員会	ウェルネスバレー推進協議会の会議の下に設置する組織で、ウェルネスバレー推進協議会の中期行動計画に係る検討などを行う。
事務局	ウェルネスバレー推進協議会運営委員会事務局。 ※連絡先等は、「10 事務局」に記載
関係機関	次に掲げる団体又は機関のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</li> <li>➢ あいち健康の森健康科学総合センター</li> <li>➢ あいち小児保健医療総合センター</li> <li>➢ 株式会社げんきの郷</li> <li>➢ 社会福祉法人仁至会 介護老人保健施設ルミナス大府</li> <li>➢ 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター</li> <li>➢ あいち健康の森公園管理事務所</li> <li>➢ 至学館大学</li> <li>➢ 社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛厚ホーム大府苑</li> <li>➢ アイ・ドリームライフサポート株式会社（さわやかなの丘）</li> <li>➢ 協同組合健康木の住まい（ウッド・ビレッジ）</li> <li>➢ 社会福祉法人憩の郷</li> <li>➢ あいち健康の森薬草園</li> <li>➢ 株式会社オリジン（フラワーサーチ大府）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 医療法人寿康会（大府病院）</li><li>➤ 社会福祉法人成仁会（メドック東浦）</li><li>➤ 社会福祉法人愛光園（相生）</li></ul>
--	---

## 1 認定の要件

認定商品・サービスは、次に掲げる基準の全てを満たしていることが必要となります。

①ウェルネスバレー構想の活動のコンセプトである「幸齢社会」の実現に向けた次に掲げる基本理念のうち一つ以上に沿って開発又は改良された健康長寿関連の特長ある商品又はサービスであること

- 心身の健康が実現できるまちを目指します。
- 交流・にぎわいを通じた元気(活気)があふれるまちを目指します。
- 生きがいを持って働き、暮らせるまちを目指します。
- 世代を超えてお互いを支えあうまちを目指します。
- 地域に愛され、多世代に親しまれる農業を目指します。
- 特色を活かした新産業の創出・育成を目指します。

②関係機関が開発又は改良に関与した商品又はサービスであること

③認定後、責任事業者において、次の取組を行うこと

- 認定商品・サービスの販売又は提供を通じて、ウェルネスバレー構想とその理念を広く発信すること
- 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価を的確に把握すること
- 関係機関と連携し、継続的に認定商品・サービスの改良に努めること

※認定を受けようとする事業者又は認定商品・サービスが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定することができません。

- ウェルネスバレー構想又は関係機関の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とすると認められる場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与していると認められる場合
- その他協議会が著しく不適當であると認める場合

※認定商品・サービスを開発若しくは改良、製造又は販売若しくは提供する事業者の所在地や法人格の有無は問いません。

※要件の詳細については、「ウェルネスバレーブランド認定要綱」（以下、「要綱」という。）及び「ウェルネスバレーブランド認定に係る審査基準の運用細則」をご覧ください。

## 2 応募方法

申請にあたっては、必ず事前に事務局にご相談いただき、内容・スケジュール等を調整したうえで、申請書類を提出先に提出してください（公募期限なし。随時受付）。

### ● 申請書類

- ①ウェルネスバレーブランド認定申請書（要綱第1号様式）
- ②ウェルネスバレーブランド認定申請調書（要綱第2号様式）
- ③関係機関の関与に係る証明書（要綱第3号様式）
- ④申請者の概要が分かる書類
  - 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
  - 法人の登記簿謄本（法人以外の団体や個人事業主にあつては、代表者の住民票）
  - 申請者の事業内容等を記載した書類
- ⑤認定を受けようとする商品又はサービスの概要が分かる書類
- ⑥その他運営委員会が必要と認める書類

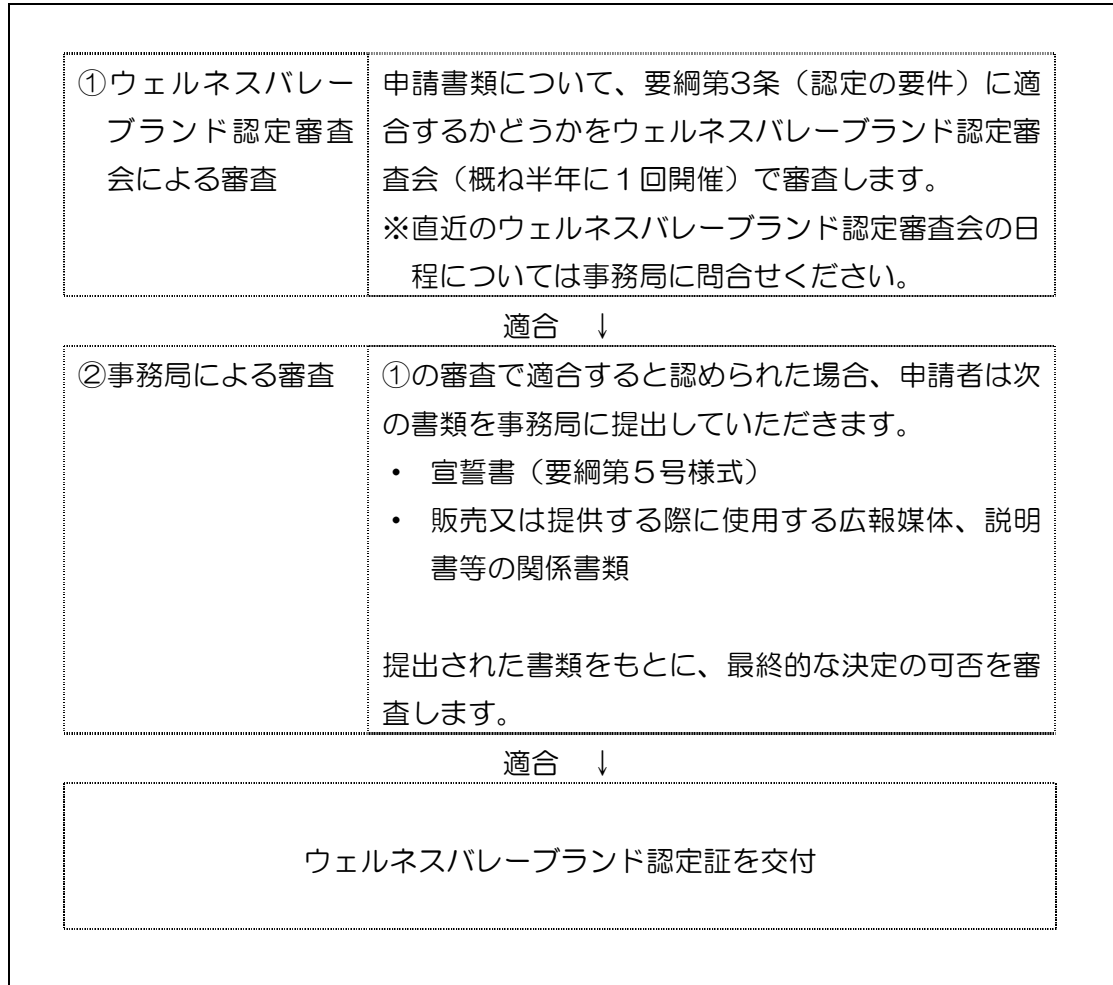
### ● 提出先

正本及び写し2通を次のいずれかに提出してください。ただし、事情がある場合は、直接事務局に提出することができます。

- 大府商工会議所  
住 所：〒474-8503 愛知県大府市中央町5-70  
電 話：0562-47-5000 F A X：0562-46-9030
- 東浦町商工会  
住 所：〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路28-2  
電 話：0562-83-6123 F A X：0562-84-0425

### 3 審査方法

審査は2段階で行います。



### 4 認定のメリット

- 責任事業者は、認定商品・サービスやその広報媒体等にウェルネスバレーブランド認定ロゴマークを表示することができます。
- 認定商品・サービスについては、事務局が内容・認定理由等を公表し、積極的に情報発信します。

### 5 認定内容の変更

責任事業者が、責任事業者の名称・所在地・代表者氏名等の変更、認定商品・サービスの名称・内容等の変更、認定商品・サービスを販売又は提供する権利を他の民間事業者等に譲渡又は売却することがあるときは、変更届出書（要綱第8号様式）の提出が必要です。届出内容によっては、再度手続きが必要となる場合があります。

## 6 状況報告

- 責任事業者は、当該事業者が採用する会計年度（以下「事業年度」という。）終了後1か月以内に、前事業年度における認定商品・サービスの販売又は提供数量、売上高、顧客又はユーザーの反響等を示す資料等について、ウェルネスバレーブランド状況報告書（要綱第9号様式）により事務局に報告が必要です。
- また、前項にかかわらず、認定の有効期間の最終事業年度にあつては、当該事業会計年度の12月までの実績を翌年1月末までに報告することが必要です。

※その他、運営委員会が必要があると認めるときは、責任事業者に対して認定商品・サービスに係る報告徴収、実地調査、その他必要な指示をすることがあります。

## 7 認定の取消し

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがあります。

- ①認定商品・サービスが認定の要件を満たさなくなったとき。
- ②虚偽の申請により認定を受けたと認められたとき。
- ③認定商品・サービスの広告宣伝等で用いる品質、取引条件等の表示又は販売若しくは提供の方法が、当該商品又はサービスに係る関係法令等で許容される範囲を超えているとき。
- ④責任事業者が状況報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- ⑤責任事業者が状況報告若しくは調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- ⑥認定商品・サービスの販売又は提供の実績が、認定申請時の見通しを大幅に下回っており、回復の見通しが立たないとき。
- ⑦その他制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

## 8 認定の有効期間及び更新

### ● 有効期間

ウェルネスバレーブランド認定の有効期間は、認定した日から、その日の属する年度から2年度目の3月31日までです。

(例)平成28年11月1日に認定 → 平成31年3月31日まで有効

### ● 更新

ウェルネスバレーブランド認定要綱第3条（認定の要件）を引き続き満たすと認められるときは、認定の有効期間が切れる直前のウェルネスバレーブランド認定審査会において審査したうえで、認定を更新します。ただし、責任事業者から認定辞退の申出があったときは、更新しません。

## 9 責任事業者の責務

①責任事業者は、次に掲げる事項について留意する必要があります。

- 認定商品・サービスの販売又は提供及びウェルネスバレー関連事業への協力を通じて、ウェルネスバレー構想やその理念の発信に努めること。
- 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価の把握に努めるとともに、その改良を通じて、販売又は提供の増加に努めること。
- 状況報告等が円滑に行えるように、帳簿等関係書類の整理及び保管に努めること。

②認定商品・サービスの品質、流通等において事故等が生じたときは、責任事業者が全ての責任を負うものとします。この場合において、責任事業者は、速やかに当該事故等の内容を記載したウェルネスバレーブランド事故等発生報告書（要綱第10号様式）を事務局に提出する必要があります。

- 大府市産業振興部ウェルネスバレー推進室  
住 所：〒474-8701 愛知県大府市中央町5-70  
電 話：0562-45-6255 F A X：0562-47-7320  
メール：wellness\_valley@city.obu.lg.jp
- 東浦町企画政策部企画政策課  
住 所：〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20  
電 話：0562-83-3111 F A X：0562-83-9756



## ウェルネスバレーブランド認定要綱

ウェルネスバレー推進協議会

### (目的)

第1条 ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）は、「幸齢社会」の実現に向けて開発又は改良された健康長寿関連の商品又はサービスで、ウェルネスバレー関係機関が開発・改良に関わったものを認定し、広く社会に普及させることにより、ウェルネスバレー構想とその理念を世界に向けて発信していくため、ウェルネスバレーブランド認定制度を設ける。

2 この要綱は、ウェルネスバレーブランドの認定業務を円滑に遂行することを目的として制定する。

### (認定体制)

第2条 民間事業者等からウェルネスバレーブランドの認定申請があった場合、協議会は、次条に規定する要件を満たすかどうかを審査し、満たすと認めるときは、当該商品又はサービスを認定する。

2 協議会は、認定に係る次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるものに委任する。

(1) 次に掲げる業務 ウェルネスバレー推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）並びに大府商工会議所及び東浦町商工会（以下「商工会議所等」という。）

ア 認定制度の広報及び募集に関すること。

イ 認定後の取組状況の把握に関すること。

(2) 次に掲げる業務 運営委員会

ア 認定基準に関すること。

イ 認定体制に関すること。

ウ 申請案件の審査に関すること。

エ 認定証の交付に関すること。

(3) 次に掲げる業務 商工会議所等

ア 申請に係る事業者への指導及び助言に関すること。

イ 申請の受付に関すること。

3 運営委員会及び商工会議所等は、毎年度、前項の規定により委任された業務の実施結果を取りまとめ、会長に報告する。

### (認定の要件)

第3条 ウェルネスバレーブランドとして認定する商品又はサービス（以下「認定商品・サービス」という。）は、次に掲げる基準の全てを満たしていることをその要件とする。

- (1) ウェルネスバレー構想の活動のコンセプトである「幸齢社会」の実現に向けた次に掲げる基本理念のうち一つ以上に沿って開発又は改良された健康長寿関連の特長ある商品又はサービスであること。
    - ア 心身の健康が実現できるまちを目指します。
    - イ 交流・にぎわいを通じた元気（活気）があふれるまちを目指します。
    - ウ 生きがいを持って働き、暮らせるまちを目指します。
    - エ 世代を超えてお互いを支えあうまちを目指します。
    - オ 地域に愛され、多世代に親しまれる農業を目指します。
    - カ 特色を活かした新産業の創出・育成を目指します。
  - (2) 協議会の構成団体又はその下に設置された交流・にぎわいワーキンググループ及びヘルスケア産業振興ワーキンググループに参画する機関（大府市、東浦町、大府商工会議所及び東浦町商工会を除く。以下「関係機関」という。）が開発又は改良に関与した商品又はサービスであること。
  - (3) 認定後、認定商品・サービスの販売又は提供に責任を有する事業者（以下「責任事業者」という。）において、次の取組を行うこと。
    - ア 認定商品・サービスの販売又は提供を通じて、ウェルネスバレー構想とその理念を広く発信すること。
    - イ 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価を的確に把握すること。
    - ウ 関係機関と連携し、継続的に認定商品・サービスの改良に努めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定を受けようとする事業者又は認定商品・サービスが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定しない。
- (1) ウェルネスバレー構想又は関係機関の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
  - (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とすると認められる場合
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与していると認められる場合
  - (5) その他協議会が著しく不適當であると認める場合
- 3 認定商品・サービスを開発若しくは改良、製造又は販売若しくは提供する事業者の所在地や法人格の有無は問わない。

（申請）

第4条 ウェルネスバレーブランドの認定を受けようとする民間事業者等（以下「申請者」という。）は、その内容について運営委員会の事務局（大府市及び東浦町。以下「事務局」という。）と事前に調整した上で、ウェルネスバレーブランド認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（正本及び写し2通）を添えて、商工会議所等に提出するものとする。ただし、事情がある場合は、

直接、申請書を事務局に提出することができる。

- (1) ウェルネスバレーブランド認定申請調書（第2号様式）
- (2) 関係機関の関与に係る証明書（第3号様式）
- (3) 申請者の概要が分かる書類
  - ア 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
  - イ 法人の登記簿謄本  
(法人以外の団体や個人事業主にあつては、代表者の住民票)
  - ウ 申請者の事業内容等を記載した書類
- (4) 認定を受けようとする商品又はサービスの概要が分かる書類
- (5) その他運営委員会が必要と認める書類  
(一次審査)

第5条 商工会議所等は、前条に規定する申請があつた場合は、速やかに事務局に申請書及び添付書類（正本及び写し1通）を送付する。

2 事務局は、商工会議所等から前項の規定による送付があつた場合又は直接申請者から申請があつた場合は、おおむね6か月以内にウェルネスバレーブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、第3条に規定する要件に適合するかどうかの審査（以下「一次審査」という。）を行う。

3 前項に定めるものを除くほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(一次審査結果の通知)

第6条 一次審査が終了したとき事務局は、速やかに当該申請者に対して、ウェルネスバレーブランド認定一次審査結果通知書（第4号様式）によりその結果を通知するものとする。

(認定、認定証の交付)

第7条 一次審査の結果、適合すると認められた申請者は、運営委員会が指定する日までに宣誓書（第5号様式）に当該商品又はサービスを実際に販売又は提供する際に使用する広報媒体、説明書等の関係書類を添付して、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による提出があつた場合、第3条各項に照らして改めて認定の可否を審査したうえで、ウェルネスバレーブランド認定審査結果通知書（第6号様式）により協議会会長名で申請者に通知する。

3 事務局は、ウェルネスバレーブランド認定証（第7号様式。以下「認定証」という。）を前項の通知を受けた申請者に交付する。

(認定の表示)

第8条 前条の規定により認定を受け、認定商品・サービスの販売又は提供に責任を有する事業者（以下「責任事業者」という。）は、認定商品・サービスやその広報媒体等にウェルネスバレーブランドとして認定を受けたものであることを証するロゴマーク（以下「認定ロゴマーク」という。）を表示することができる。

2 認定ロゴマーク及びその表示に関しては、別に定めるウェルネスバレーブランド認

定ロゴマーク取扱基準による。

(認定の公表等)

第9条 事務局は、認定商品・サービスの内容、認定理由等を公表し、積極的に情報発信するものとする。また、商工会議所等を始めとするウェルネスバレー推進協議会やワーキンググループの構成機関においても、積極的に機会をとらえて認定商品・サービスの情報発信に努めるものとする。

(認定内容の変更)

第10条 責任事業者は、認定に係る次の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、ウェルネスバレーブランド変更届出書(第8号様式)により、原則として変更が生じる1か月前までに、その変更内容を事務局に届け出なければならない。

- (1) 責任事業者の名称、所在地、代表者氏名等を変更するとき。
- (2) 認定商品・サービスの名称を変更するとき。
- (3) 認定商品・サービスの内容を変更するとき(軽微な変更を除く。)
- (4) 認定商品・サービスを販売又は提供する権利を他の民間事業者等に譲渡又は売却するとき。

2 事務局は、前項の届出内容を審査し、次のいずれに該当するかを判断する。

- (1) 大幅な変更であるため、改めて認定申請が必要
- (2) 大幅な変更ではないが、認定証の再交付が必要
- (3) 前2号に該当せず、手続が不要

3 前項第1号に該当する場合、改めて第4条から第7条までの手続を行うものとする。

4 第2項第2号に該当する場合、事務局は、第7号様式の2により認定証を再交付するものとする。この場合において、認定の有効期間は、元の認定の残余期間とする。

(状況報告)

第11条 責任事業者は、当該事業者が採用する会計年度(以下「事業年度」という。)終了後1か月以内に、前事業年度における認定商品・サービスの販売又は提供数量、売上高、顧客又はユーザーの反響等を示す資料等について、ウェルネスバレーブランド状況報告書(第9号様式)により事務局に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、第14条第1項に規定する認定の有効期間の最終事業年度にあつては、当該事業会計年度の12月までの実績を翌年1月末までに報告するものとする。

3 事務局は、第1項の報告を受け、かつ、責任事業者の了解が得られた場合は、その写しを商工会議所等に送付する。

(報告徴収等)

第12条 前条の規定にかかわらず、運営委員会は、特に必要があると認めるときは、責任事業者に対して、認定商品・サービスに係る報告徴収、実地調査、その他必要な指示をすることができる。

(認定の取消し)

第13条 運営委員会は、認定商品・サービス又は責任事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査会を開催したうえで、協議会会長名で認定を取り消すことができる。

- (1) 認定商品・サービスが認定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたと認められたとき。
- (3) 認定商品・サービスの広告宣伝等で用いる品質、取引条件等の表示又は販売若しくは提供の方法が、当該商品又はサービスに係る関係法令等で許容される範囲を超えているとき。
- (4) 責任事業者が第11条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 責任事業者が前条の規定による報告若しくは調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (6) 認定商品・サービスの販売又は提供の実績が、認定申請時の見通しを大幅に下回っており、回復の見通しが立たないとき。
- (7) その他制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 認定を取り消す場合、事務局は、当該認定商品・サービスの名称並びに責任事業者の名称及び所在地を公表する。

(認定の有効期間及び更新)

第14条 ウェルネスバレーブランド認定の有効期間は、認定した日から、その日の属する年度から2年度目の3月31日までとする。

2 前項の規定による認定の有効期間が満了となる場合、運営委員会は、第3条の要件を引き続き満たすと認められるときは、認定の有効期間が切れる直前の審査会において審査したうえで、認定を更新する。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当するとき、又は責任事業者の代表者から書面により認定辞退の申出があったときは、更新しないものとする。

3 運営委員会は、認定の更新をする場合、責任事業者に対して、第7号様式の3により改めて認定証を交付するものとする。この場合において、認定日は4月1日とする。

(責任事業者の責務)

第15条 責任事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定商品・サービスの販売又は提供及びウェルネスバレー関連事業への協力を通じて、ウェルネスバレー構想やその理念の発信に努めること。
- (2) 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価の把握に努めるとともに、その改良を通じて、販売又は提供の増加に努めること。
- (3) 第11条に規定する報告等が円滑に行えるように、帳簿等関係書類の整理及び保管に努めること。

2 認定商品・サービスの品質、流通等において事故等が生じたときは、責任事業者が

全ての責任を負うものとする。この場合において、責任事業者は、速やかに当該事故等の内容を記載したウェルネスバレーブランド事故等発生報告書（第10号様式）を事務局に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱については、ウェルネスバレーブランドの認定状況等を常に把握し、必要に応じて見直しを行う。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

ウェルネスバレーブランド認定申請書

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会  
会長 殿

申請者

住 所

（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

ウェルネスバレーブランド認定要綱第4条の規定により、下記の商品（サービス）について、ウェルネスバレーブランドの認定を受けたいので申請します。

記

商品又はサービスの 名称	
-----------------	--

第2号様式（第4条関係）

ウェルネスバレーブランド認定申請調書

1. 申請者の概要

年 月 日 現在

法人等の名称			
代表者の役職・氏名			
所在地	〒		
設立年月日	年 月 日（※個人にあつては、事業開始年月日）		
資本金等	千円	業種	
常勤役員・従業員数	常勤役員	名	
	従業員数	名	
ホームページURL			
申請に関する 担当者連絡先	担当者 氏名		部署
	電話	(内線 )	
	FAX		
	E-mail	@	
経営理念			
主な事業内容			
年商（直近年度）	千円（ 年 月期）		



2. 認定を受けようとする商品又はサービスの名称

商品又はサービスの名称	
-------------	--

3. ウェルネスバレー（以下「WV」という。）構想との関連

A. WV構想の6つの理念との関係 (要綱第3条第1項(1)、運用細則その1)	認定を受けようとする商品又はサービスが該当する項目に「○」を付してください。	
	<input type="checkbox"/>	① 心身の健康が実現できるまち
	<input type="checkbox"/>	② 交流・にぎわいを通じた元気(活気)があふれるまち
	<input type="checkbox"/>	③ 生きがいを持って働き、暮らせるまち
	<input type="checkbox"/>	④ 世代を超えてお互いを支えあうまち
	<input type="checkbox"/>	⑤ 地域に愛され、多世代に親しまれる農業
	<input type="checkbox"/>	⑥ 特色を活かした新産業の創出・育成
B. WV関係機関の関与 (要綱第3条第1項(2)、運用細則その3)	認定を受けようとする商品又はサービスが該当する項目に「○」を付してください。	
	<input type="checkbox"/>	① 関係機関が自ら開発又は改良した商品又はサービス
	<input type="checkbox"/>	② 関係機関が開発又は改良した技術シーズをもとに申請者等が展開した商品又はサービス
	<input type="checkbox"/>	③ 申請者等が関係機関と共同で開発又は改良した商品又はサービス
	<input type="checkbox"/>	④ 申請者等が関係機関の指導の下に開発又は改良した商品又はサービスであって、関係機関がその品質に一定の役割を果たしているもの
(具体内容(複数機関可)) <input type="checkbox"/> 関係機関名(様式第3号の証明書を添付すること。)		
<input type="checkbox"/> その具体的な関与内容		

<p>C. 認定後のWVと の連携等 (要綱第3条第 1項(3)、運用 細則その4)</p>	<p>① 当該商品又はサービスの販売又は提供を通じたWV構想とその理念の発信に関する具体的な方針</p> <p>② 当該商品又はサービスに対する顧客又はユーザーの評価を把握する具体的方法</p> <p>③ WV関係機関と連携し、継続的に当該商品又はサービスの改良に努めていく方針</p>
--	---

#### 4. 認定を受けようとする商品又はサービスの説明

※商品又はサービスの簡潔な説明に加えて、他の商品又はサービスとの差別化のポイントなどを箇条書きで記載してください。

## 5. 販売又は提供の見通し

(1) 想定される販売又は提供先

(2) 認定を受けようとする商品又はサービスの販売又は提供実績と今後の見通し  
〈記入例〉

**【販売数量、売上高の実績】**

平成 25 年度            200 個、 800,000 円 (7 月販売開始)

平成 26 年度            400 個、 1,600,000 円

平成 27 年度            800 個、 3,200,000 円

**【同 見通し】**

平成 28 年

4 月～6 月期            200 個、 800,000 円

7 月～9 月期            300 個、 1,200,000 円

．．．

※過去 3 年間の実績と将来 3 年間程度の見通しを記入してください。

見通しは四半期ごとに記入してください。

年度は、決算月に合わせてください。

無償提供を予定している商品又はサービスについては、売上高の記載は不要です。

## 6. その他特記事項

特記事項があれば記入してください。(特許等の知財、受賞・表彰歴 等)

第3号様式（第4条関係）

ウェルネスバレーブランド認定申請商品・サービスに係る  
関係機関の関与に係る証明書

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会  
会長 殿

機関名  
代表者等

下記1のウェルネスバレーブランド認定申請商品・サービスの開発等に関して、当機関が下記2の関与をしたことを証明します。

記1

- (1) 認定を受けようとする商品・サービスの名称
- (2) 申請者名

記2

- (1) 当機関の関与内容等（いずれかに○を付してください）
  - ① 当機関が自ら開発又は改良した商品又はサービス
  - ② 当機関が開発又は改良した技術シーズをもとに申請者等が展開した商品又はサービス
  - ③ 申請者等が当機関と共同で開発又は改良した商品又はサービス
  - ④ 申請者等が当機関の指導の下に開発又は改良した商品又はサービスであって、当機関がその品質に一定の役割を果たしているもの
- (2) 関与の時期  
年 月 日～ 年 月 日
- (3) 関与の概要

第4号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

殿

ウェルネスバレー推進協議会運営委員会

ウェルネスバレーブランド認定 一次審査結果通知書

○年○月○日付けでウェルネスバレー推進協議会会長宛に申請のあった標記の件について、審査結果を下記のとおり通知します。

記

商品又はサービス名	
一次審査結果	適合 不適合
理由及び意見	

適合とされた場合は、ウェルネスバレーブランド認定要綱第7条第1項に規定する「宣誓書」（第5号様式）及び当該商品又はサービスを実際に販売又は提供する際に使用する広報媒体、説明書等の関係書類を○年○月○日までに提出してください。

## 宣 誓 書

ウェルネスバレーブランド認定を受けるに当たり、ウェルネスバレーブランド認定要綱を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

1. 認定商品・サービスが幸齢社会の実現に貢献するものであるとの自覚と責任と誇りを持ち、認定商品・サービスの販売又は提供を通じてウェルネスバレー構想とその理念を広く発信します。
2. 認定商品・サービスに対する顧客・ユーザーの評価を把握することに努めます。
3. 関係機関と連携し、継続的に認定商品・サービスの改良・改善に努めます。
4. 認定商品・サービスの広告宣伝等で用いる品質、取引条件等の表示又は販売若しくは提供の方法が、関係法令等で許容される範囲を超えないように十分留意します。
5. 認定を受けた商品又はサービスの品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会  
会長 殿

申請者

住 所

（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

年 月 日

殿

ウェルネスバレー推進協議会  
会長

ウェルネスバレーブランド認定審査結果通知書

○年○月○日付けでウェルネスバレー推進協議会会長宛に申請のあった下記の商品・サービスについては、[認定する／認定しない（※いずれかを選択）]ことに決定しましたので通知します。

記

商品・サービスの名称

認定の有効期限

○年3月31日まで ※認定する場合

付帯条件及び留意事項

別紙のとおり ※認定する場合

認定に当たっての付帯条件及び留意事項

- 1 認定商品・サービスの販売又は提供に責任を有する事業者（以下「責任事業者」という。）は、認定商品・サービスやその広報媒体等にウェルネスバレーブランドとして認定を受けたものであることを称するロゴマーク（以下「認定ロゴマーク」という。）を表示することができます。ただし、認定ロゴマーク及びその表示に関しては、別に定めるウェルネスバレーブランド認定ロゴマーク取扱基準に準拠してください。
- 2 責任事業者は、認定に係る次の各号のいずれかに該当する変更が生じるときは、ウェルネスバレーブランド変更届出書（第8号様式）により、原則として変更が生じる1か月前までに、その変更内容を運営委員会事務局に届け出てください。
  - （1）責任事業者の名称、所在地、代表者氏名等を変更するとき。
  - （2）認定商品・サービスの名称を変更するとき。
  - （3）認定商品・サービスの内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
  - （4）認定商品・サービスを販売又は提供する権利を他の民間事業者等に譲渡又は売却するとき。
- 3 責任事業者は、毎会計年度終了後1か月以内に、前年度における認定商品・サービスの販売又は提供の実績、顧客又はユーザーの反響等を示す資料等について、ウェルネスバレーブランド状況報告書（様式第9号）により運営委員会事務局（大府市産業振興部ウェルネスバレー推進室又は東浦町企画政策部企画政策課）に報告してください。なお、差支えなければ、状況報告書は、大府商工会議所又は東浦町商工会と共有します。
- 4 ウェルネスバレー推進協議会の下部組織である運営委員会が特に必要があると認めるときは、責任事業者に対して、認定商品・サービスに係る報告徴収、実地調査その他必要な指示をすることがあります。
- 5 認定商品・サービス又は責任事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがあります。
  - （1）認定商品・サービスが認定の要件を満たさなくなったとき。
  - （2）虚偽の申請により認定を受けたと認められたとき。
  - （3）認定商品・サービスの広告宣伝で用いる品質、取引条件等の表示や販売・提供の方法が、当該商品・サービスに係る関係法令等で許容される範囲を超えて



いるとき。

- (4) 責任事業者が3の報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 責任事業者が4の報告若しくは調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (6) 認定商品・サービスの販売又は提供の実績が、認定申請時の見通しを大幅に下回っており、回復の見通しが立たないとき。
- (7) その他制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

6 責任事業者は、次の各号について特に留意してください。

- (1) 認定商品・サービスの販売又は提供及びウェルネスバレー関連事業への協力を通じて、ウェルネスバレー構想やその理念の発信に努めること。
- (2) 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価の把握に努めるとともに、その改良を通じて、販売又は提供の増加に努めること。
- (3) ウェルネスバレーブランド状況報告書の作成等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理及び保管に努めること。

7 認定商品・サービスの品質、流通等において事故等の問題が生じたときは、責任事業者に全ての責任を負っていただきます。なお、当該問題の内容については、ウェルネスバレーブランド事故等発生報告書（第10号様式）により、速やかに運営委員会事務局に報告してください。

以上

第7号様式（第7条関係）

## ウェルネスバレーブランド認定証

第 回認定



認定商品・サービスの名称

販売又は提供に責任を有する事業者

名称

所在地

上記の商品又はサービスをウェルネスバレーブランド認定要綱第7条第3項の規定に基づき、「ウェルネスバレーブランド」として認定します。

認定の有効期間は、認定日から〇年3月31日までとします。

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会

会長

印

第7号様式の2（第10条関係）

## ウェルネスバレーブランド認定証

第 回認定（再交付）



認定商品・サービスの名称

販売又は提供に責任を有する事業者

名称

所在地

○年○月○日付けでウェルネスバレーブランド認定要綱第7条第3項の規定に基づき「ウェルネスバレーブランド」として認定した上記の商品又はサービスについて、内容の変更を認め、同要綱第10条第4項の規定に基づき認定証を再交付します。

認定の有効期間は、認定日から○年3月31日までとします。

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会

会長

印

第7号様式の3（第14条関係）

## ウェルネスバレーブランド認定証

第 回認定（更新）



認定商品・サービスの名称

販売又は提供に責任を有する事業者

名称

所在地

○年○月○日付けでウェルネスバレーブランド認定要綱第7条第3項の規定に基づき「ウェルネスバレーブランド」として認定した上記の商品又はサービスについて、認定の更新を認め、同要綱第14条第3項の規定に基づき認定証を再交付します。

認定の有効期間は、認定日から○年3月31日までとします。

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会

会長

印

第8号様式（第10条関係）

ウェルネスバレーブランド変更届出書

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会運営委員会事務局 御中

住 所

（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

ウェルネスバレーブランド認定要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更する事項 ※該当するものに ○を付してください。 (複数可)		1) 責任事業者の名称、所在地、代表者氏名等を変更する 2) 認定商品・サービスの名称を変更する 3) 認定商品・サービスの内容を変更する 4) 認定商品・サービスを販売又は提供する権利を他の民間事業者等に譲渡又は売却する 5) その他
変更内容	現 状	
	変 更 後	
変更予定時期		年 月
変更の理由		

\*必要に応じて、変更内容がわかる資料を添付してください。

第9号様式（第11条関係）

ウェルネスバレーブランド状況報告書

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会

会長 殿

住 所

（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

ウェルネスバレーブランド認定要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 認定商品・サービスの名称

2. 認定商品・サービスの販売又は提供実績

	販売又は提供数量 (単位: )	売 上 高 (千円)	備 考
年			
月～ 月			
月～ 月			
月～ 月			
年 間 計			

※直近の会計年度における一年間の実績を、四半期毎に記載してください。

※商品又はサービスが複数あるときは、それぞれ別の表に記載してください。

※無償提供の商品又はサービスについては、売上高の記載は不要です。

3. その他特記事項（別紙も可）

※認定商品・サービスに関する顧客・ユーザーの声、反響等を記載してください。

第10号様式（第15条関係）

ウェルネスバレーブランド事故等発生報告書

年 月 日

ウェルネスバレー推進協議会

会長 殿

住 所

（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

ウェルネスバレーブランド認定要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認定商品・サービスの名称	(第 回認定)
事故等の内容	
対応方針 又は 処理結果	

\* 事故等の対応が未処理又は処理中である場合は、処理でき次第、結果を報告すること。

\* 処理結果には、再発防止策等の対策を明記すること。

ウェルネスバレーブランド認定要綱第3条に規定される認定の要件に基づき、具体的な案件の審査を行う場合の判断基準を以下に示す。

### その1: 6つの基本理念に基づく商品・サービス

第3条第1項(1)にある「6つの基本理念」に沿って開発又は改良された商品又はサービスであることの判断基準は、次のとおりとする。

- ① 「心身の健康が実現できるまちを目指します。」に係るもの  
心身の健康の維持・増進に係る商品・サービスであること。例えば、医療機器、福祉用具、健康機器、旅行商品（ヘルスツーリズム、グリーンツーリズム等）、スポーツ系サービス（ウォーキング、ランニング、サイクリング等）、介護予防に係る商品・サービス（運動器具、体操、ゲーム等）、健康料理など。
- ② 「交流・にぎわいを通じた元気（活気）があふれるまちを目指します。」に係るもの  
市民の交流促進やまちの賑わい創出につながる商品・サービスであること。例えば、物販、飲食サービス、ゲストハウス、交流イベント、ホスピタリティ活動など。
- ③ 「生きがいを持って働き、暮らせるまちを目指します。」に係るもの  
市民の生きがい創出やリタイア世代の就業を支援する商品・サービスであること。例えば、OB人材の経験を生かしたビジネス支援サービス、生涯学習サービスなど。
- ④ 「世代を超えてお互いを支えあうまちを目指します。」に係るもの  
世代間の交流やダイバーシティ・マネジメントを促進する商品・サービスであること。例えば、住宅リフォーム、シェアハウス、移動販売サービス、語学教室など。
- ⑤ 「地域に愛され、多世代に親しまれる農業を目指します。」に係るもの  
農業及び農業の活性化を支援する商品・サービスであること。例えば、農産品・畜産品、加工食品、農作業体験サービス、貸農園など。
- ⑥ 「特色を活かした新産業の創出・育成を目指します。」に係るもの  
①から⑤までのほか、新たに創出・育成された事業者によって開発・改良されたウェルネスバレーの特色を活かした商品・サービスであること。



## その２： 特長ある商品・サービス

第３条第１項(１)にある「特長ある商品又はサービス」とは、少なくとも当該地域において、類似の商品又はサービスと比較して優位性があり、一定の需要があると認められるもの（無償で提供する商品又はサービスを含む。）をいう。

## その３： 関係機関の関与により開発・改良された商品・サービス

第３条第１項(２)「協議会の構成団体又はその下に設置されたワーキンググループに参画する機関が開発又は改良に関与した商品又はサービスであること」とは、次のいずれかに該当し、かつ、これについて関係機関の長(またはそれに準じる者)による証明が得られているものとする。

- ① 関係機関が自ら開発又は改良した商品又はサービス
- ② 関係機関が開発又は改良した技術シーズをもとに申請者等が展開した商品又はサービス
- ③ 申請者等が関係機関と共同で開発又は改良した商品又はサービス
- ④ 申請者等が関係機関の指導の下に、又は関係機関における実証を経て開発又は改良した商品又はサービスであって、関係機関がその品質に一定の役割を果たしているもの

## その４： 認定後の取組

第３条第１項(３)にある「認定後のブランド力の向上に向けた取り組み」として示された、以下の取り組みについては、認定申請時にそれぞれに関して、当面３年間の具体的な取り組み内容が明確になっていること。

- ① 認定商品・サービスの販売又は提供を通じて、ウェルネスバレー構想とその理念を広く発信すること
- ② 認定商品・サービスに対する顧客又はユーザーの評価を的確に把握すること
- ③ 関係機関と連携し、継続的に認定商品・サービスの改良に努めること

### 附 則

この細則は、平成２８年１０月１９日から施行する。